

町からののお知らせ



第34回おこっぺ牛乳の里マラソン大会の開催 及び開催に係る通行止めのお知らせ

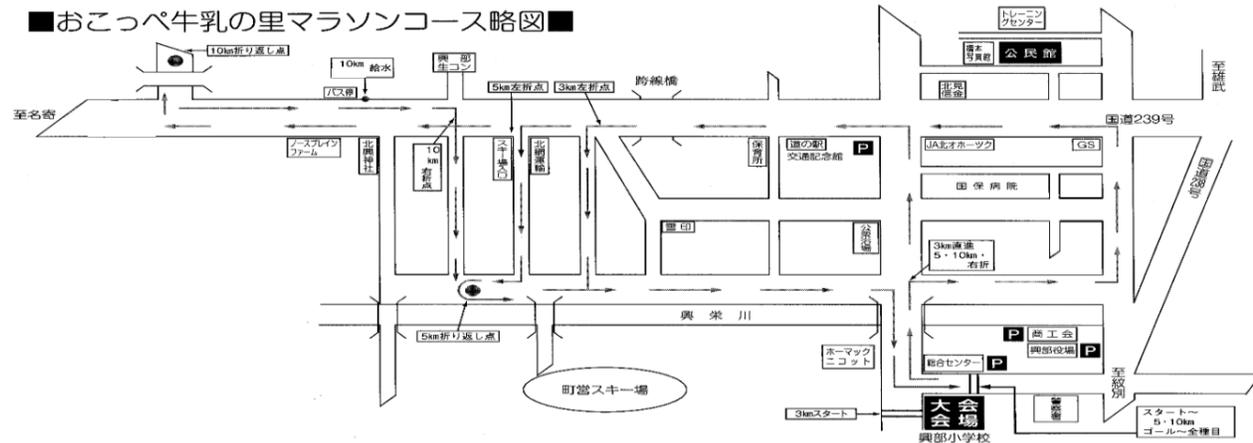
●おこっぺ牛乳の里マラソン大会の開催について

第34回おこっぺ牛乳の里マラソン大会が**10月3日(日曜日)**に興部小学校を会場に開催されます。今年は参加者を町民限定とし、種目の見直しや開会式、閉会式、交流会、抽選会を行わないなど感染防止対策を徹底して開催します。3km から10km までの各コースを走り抜けますので、町民皆様のご声援をお願いします。

○スタート

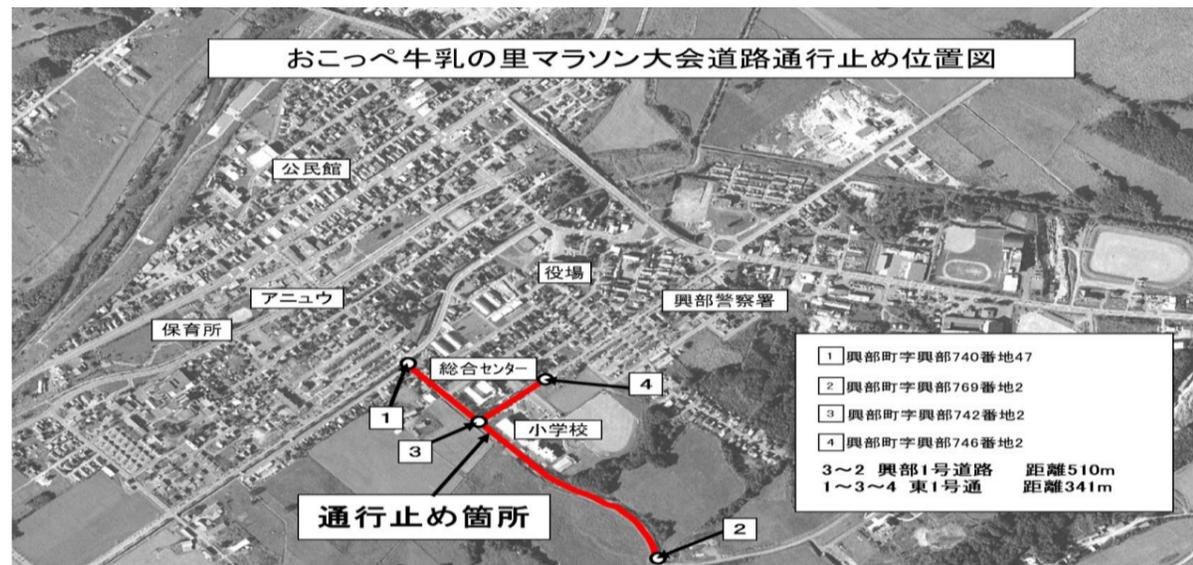
3km **8:40**、10km **9:10**、5km(男子) **9:15**、5km(女子) **9:20**

■おこっぺ牛乳の里マラソンコース略図■



●会場周辺道路の一部通行止について

大会の開催にあたり、**10月3日の8:00~12:00まで、会場周辺の道路が一部通行止めとなります**ので、住民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



消防演習中止のお知らせ

5月に開催を予定していましたが令和3年度興部消防団連合消防演習は、新型コロナウイルス感染状況が拡大している状況を考慮し、開催時期を9月26日(日曜日)に延期し実施する予定でしたが、現在も感染状況が収束していないため、**今年度は中止**することといたしました。

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署 興部支署 予防係 Tel82-2136

ヒグマ・ノートの配布について

近年、ヒグマが市街地周辺にも多く出没するようになり、これまで以上にヒグマを目撃する機会も増えています。このたび、興部町ではヒグマの被害防止のためにパンフレットを配布しますので、ぜひご活用ください。**(別冊「ヒグマ・ノート~ヒグマを知ろう」)**

ヒグマは決して人を襲うために出没しているわけではありませんが、対応を間違ってしまうと大きな事故になる可能性もあります。今回配布しました冊子はお子さんにもわかりやすいものとなっておりますので、ヒグマに遭わないために、もしヒグマと遭遇した時には正しい対応ができるよう、各家庭でのヒグマ対策にご利用ください。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、役場住民課(Tel82-2164)や、興部警察署(Tel82-2110)まで、出没状況(場所、日時、頭数、大きさ、どこに向かったか、など)をお知らせください。

(住民課 住民活動・環境係)



危険な蜂にご注意ください

町内で蜂に刺される被害が増加しております。蜂の巣は夏から秋にかけて最も発達するため、これからの時期もまだまだ蜂に刺される危険性があります。下記のことにご注意し、蜂による被害を防止しましょう。

1 蜂を刺激しない

- 蜂は、巣に振動を与えるような声や物音、刺激に対して防衛のために特に攻撃的になります。蜂の巣の近くでは、激しい動きをしたり、大きな声を出したりしないようにしましょう。

2 蜂に刺された場合はすぐに病院に行きましょう

- もし蜂に刺された場合には、比較的軽い症状でも速やかに医師の診察を受けましょう。一度刺されると症状が重症化するリスクも高まります。

3 蜂の巣を見つけたら役場までご連絡ください

- 役場では蜂の巣の駆除を行っております。特に9月は蜂の巣も成熟し、サイズが大きくなるものも多くなっています。無理に駆除しようとせず、役場までご連絡ください。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

健康推進係からのお知らせ

●生活習慣病健診のお知らせ

下記のとおり、特定健診及びがん検診を実施します。今年度まだ健診を受けていない方は受診して自身の健康管理に役立てましょう。

○日 程 11月5日(金曜日)

○場 所 きらり

○内 容	特定健診	1,000円	75歳以上の健康診査	500円
	胃がん検診	1,600円	大腸がん検診	800円
	肺がん検診(X線)	400円	肺がん検診(喀痰)	800円
	前立腺がん検診	2,100円	B型C型肝炎ウイルス検診	0円
	風しん抗体検査	0円	結核検診	0円

※風しん抗体検査受診希望の方はクーポン券を持参してください。

クーポン券をお持ちでない方は健康推進係までご連絡ください。

※肺がん検診と結核検診との同時受診は出来ませんのでご了承ください。

○対 象	特定健診	40歳～74歳の国民健康保険加入者
	75歳以上の健康診査	75歳以上の方
	胃・大腸・肺(X線)	40歳以上の方
	肺がん検診(喀痰)	必要と判断された方
	前立腺がん検診	40歳～74歳の男性
	B型C型肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に一度も受けたことのない方
	風しん抗体検査	昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生の男性の方
	結核検診	65歳以上の方

○申込期日 10月29日(金曜日)

■申込先 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

●風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう！！

国の事業により、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査・予防接種を実施しております。

対象者の方には、6月下旬に無料クーポン券を送付しておりますので、ぜひ医療機関で抗体検査・予防接種を受けましょう！！

無料クーポン券を紛失等で再発行を希望される方は、下記のお問合せ先までご連絡ください。

☆風しんってどんな感染症か知っていますか？☆

風しんは、感染者からの飛まつによりうつる、**感染力の強い感染症**です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが心疾患や白内障、難聴などの「**先天性風しん症候群**」になる可能性があります。上記対象者の方については、過去に公的に予防接種が行われていないため、自らが風しんにかかり、周囲の方々に広げてしまうおそれがあるので、抗体検査を受けましょう！！

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

●広域紋別病院精神科巡回診療について

○診療日時 10月6日(水曜日) 14:00～

○場 所 きらり 栄養相談室

○予約受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00(診療日の前週金曜日までに予約)

■お問合せ 広域紋別病院 TEL0158-28-6610

みんな集まれ！キャンプ・ステップアップ講座

キャンプの基礎知識、テント・タープの設営や簡単なキャンプ料理など実技講習を行います。新型コロナウイルス感染症対策に伴う三密回避を背景に近年「キャンプ」が注目されております。是非この機会にキャンプの知識を深めてウイズコロナを生活していく中で、残りの夏を満喫するのはいかがでしょうか！ご参加お待ちしております！！

○日 時 10月9日(土曜日) 13:00～15:00

○場 所 農業科学研究センター敷地(モーモー城の敷地)

○内 容 実技(タープの設営、ロープワーク、簡単なキャンプ料理など)

○講 師 城地 克明 氏

・日本キャンプ協会インストラクター

・日本オートキャンプ協会インストラクター

○参加料 無料

○対 象 町民限定でキャンプに興味がある高校生以上を対象とします。

○定 員 15名(定員になり次第締切)

○申込期間 10月1日(金曜日)まで

○持ち物 テント・タープ(各自任意とします)、筆記用具、マスク

※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期または中止になることがありますのでご了承ください。

■お問合せ・申込先 教育委員会 社会教育課 社会教育係 TEL82-2552

ひまわり基金法律事務所無料法律相談(事前予約制)のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

○日 時 10月5日(火曜日) 10:00～12:00(一人30分程度を予定)

○場 所 福祉保健総合センター「きらり」

○相談内容 法律相談全般

(例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他)

○事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。(前日の17:00までに連絡) 予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。

○相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 TEL0158-26-2277

介護保険施設における食費・居住費と高額介護（介護予防）サービス費の負担限度額変更のお知らせ

令和3年8月1日利用分から、介護保険施設における食費・居住費と高額介護（予防）サービス費の負担限度額が変更となりました。

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める視点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われました。

○負担限度額について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

令和3年8月から、食費の負担額が変更となりました。

① 補足給付の預貯金要件の見直し

令和3年7月まで		令和3年8月から	
所得段階	預貯金等の基準	所得区分	預貯金等の基準
第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	第1段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	同上	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	同上	第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第4段階（補足給付対象外） 世帯に課税者がいる、本人が市町村民税課税等（所得、預貯金等が第1～3段階の要件に該当しない者）		第3段階② 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下
		第4段階（補足給付対象外） 世帯に課税者がいる、本人が市町村民税課税等（所得、預貯金等が第1～3段階の要件に該当しない者）	

② 食費（日額）の負担限度額の見直し

令和3年7月まで		令和3年8月から		
利用者負担段階	食費の負担限度額（日額）	食費の負担限度額（日額）		
		施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	300円	300円	300円	
第2段階	390円	390円	600円	
第3段階	650円	650円	1,000円	
第4段階	1,392円 （基準費用額）	1,360円	1,300円	
		1,445円 （基準費用額）	1,445円 （基準費用額）	

※食事の提供に要する平均的な費用額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。

また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

○高額介護（介護予防）サービス費とは

介護サービス費又は介護予防サービス費として、利用者が1か月に支払った自己負担額（1割から3割の利用者負担分）の世帯合計額が一定の上限額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費として利用者負担の上限を超えた部分が介護保険で支給されます。

令和3年7月まで		令和3年8月から	
所得区分	上限額（月額）	所得区分	上限額（月額）
現役並みの所得相当 （年入約383万円以上）	44,400円 （世帯）	課税所得約690万円以上 （年収約1,160万円以上）	140,100円 （世帯）
一般	44,400円 （世帯）	課税所得約380万円以上 約690万円未満 （年収約770万円以上 約1,160万円未満）	93,000円 （世帯）
市町村民税世帯非課税等	24,600円 （世帯）	課税所得約145万円以上 約380万円未満 （年収約383万円以上 約770万円未満）	44,400円 （世帯）
公的年金等収入額と その他の合計所得金額 の合計が80万円以下等	15,000円 （個人）	一般	44,400円 （世帯）
生活保護受給者等	15,000円 （個人）	市町村民税世帯非課税等	24,600円 （世帯）
		公的年金等収入額と その他の合計所得金額 の合計が80万円以下等	15,000円 （個人）
		生活保護受給者等	15,000円 （個人）

※詳しくは、厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

●介護保険施設における負担限度額が変わります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

●令和3年8月利用分から高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

●介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

■お問合せ 介護支援課 保険医療係 Tel.82-4140

【目指せ！5500日！】
令和3年9月15日で
町内の交通死亡事故ゼロ5144日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

